

健康のこと

健診・検査

健康診査

児 高 共通

各世代、対象者ごとに発育、発達、疾病状況等を健康診査し、病気の早期発見・早期治療に努めるとともに、健診結果を生活習慣の改善に活かし、病気を予防するために実施しています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
乳児一般健康診査	医療機関での健診費（1 歳まで）2 回を全額助成します	健康増進課 母子保健・予防接種担当
乳幼児健康診査	3 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月児の集団健診が無料になります	
乳幼児歯科健康診査	歯科健診（1 歳 6 か月、3 歳 6 か月児）が無料になります。フッ素塗布（1 歳 6 か月、2 歳児、3 歳児、3 歳 6 か月児）を助成しています	
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している 75 歳以上（一定の障害があると認定された方は 65 歳以上）の方の健康診査を、6～7 月末の期間に実施します	保険年金課 後期高齢者医療担当
妊婦一般健康診査	医療機関での妊婦定期健診 14 回分を全額助成します	健康増進課 母子保健・予防接種担当
妊婦歯科健康診査	歯科医療機関での妊婦（26 週以前）の歯科健診費を一部助成します	
若い世代の健康診査	18～39 歳で、職場等での健診機会のない方に健康診査を行います	健康増進課 成人保健担当
がん検診	職場等でがん検診を受ける機会のない方にがん検診を行います（肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん）	
結核健康診断	65 歳以上の方に結核健康診断を行います	
歯周疾患検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の方は、市内の指定歯科医療機関で受診できます	
特定健康診査	国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳の方を対象に、健康診査を 6～7 月末の期間に実施します	保険年金課 国保給付・健診担当

問い合わせ

健康増進課 母子保健・予防接種担当	TEL. 0766-20-1344
保険年金課 後期高齢者医療担当	TEL. 0766-20-1481
健康増進課 成人保健担当	TEL. 0766-20-1345
保険年金課 国保給付・健診担当	TEL. 0766-20-1361

■感染症検査

共通

感染症の検査を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
肝炎ウイルス検診	40 歳以上で市の肝炎ウイルス検診を受診していない方を対象に、B 型・C 型肝炎ウイルス検査を行います	健康増進課 成人保健担当
肝炎ウイルス検診(富山県)	感染の恐れのある方の相談と、B 型・C 型肝炎ウイルス検査を行います	高岡厚生センター
クラミジア抗体検査	感染の不安のある方の相談と、クラミジア抗体検査を行います	
HIV 抗体検査	感染の不安のある方の相談と、HIV 抗体検査を行います	

問い合わせ 健康増進課 成人保健担当 TEL. 0766-20-1345
高岡厚生センター TEL. 0766-26-8414

病気・介護予防

■予防接種

児 高

健康を守り病気にかからないよう医療機関で予防接種を受けましょう。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
予防接種	医療機関で個別接種する子どもの定期予防接種の接種費を全額助成します 生後 2 か月頃に冊子「乳幼児健診問診票・予防接種予診票綴り」、接種券等を個別郵送します	健康増進課 母子保健・予防接種担当
高齢者インフルエンザ予防接種	65 歳以上の方の発病・重症化防止のために接種費を一部助成します	

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 TEL. 0766-20-1344



■介護予防

高

市や地域包括支援センターが行う健康教室等の介護予防プログラム、地域で実施されている活動等を通して介護予防の支援をします。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
介護予防事業 (二次予防事業)	要介護状態の発生をできる限り防ぐため、活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれの高い65歳以上の方を把握し、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善等を目的とした介護予防プログラムを提供しています	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
介護予防給付	要支援 1・2 と判定された方が介護予防のサービスを受けた時に、介護予防サービス費が給付されます	
元気はつらつ倶楽部	65歳以上の方を対象に、健康づくりや介護予防の講座を開催しています	
高岡いきいき倶楽部	65歳以上の方で、認知症予防に関心がある方や最近物忘れが気になっている方等を対象に、簡単な運動や脳活性化プログラム等を通して、認知症を予防するための教室を開催しています	
生きがい湯ったり事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中自宅でひとりになる高齢者等を対象に、銭湯を健康増進の場として活用し、高齢者の健康と生きがいづくりをすすめています	

問い合わせ 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165

訪問指導

■ 家庭訪問

児

保健師等が家庭を訪問し、子育てや赤ちゃんの健康に関する保健指導を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
未熟児訪問指導	未熟児がいる家庭を訪問し、健康相談等を実施します	健康増進課 母子保健・予防接種 担当
母子保健推進員の7か月児の家庭訪問	虫歯予防・事故防止・予防接種等についての声かけを行います	

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 TEL. 0766-20-1344

■ 訪問指導

児 高 共通

保健師等が家庭を訪問し、育児、生活習慣病予防や介護予防、健康管理に関する保健指導を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
新生児訪問	新生児がいる家庭に保健師・助産師が訪問します	健康増進課 母子保健・予防接種 担当
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後3か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問します	
高齢者訪問指導	高齢者の介護予防や療養上の相談及び、その家族の健康管理等についての相談に応じます	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
訪問指導	保健師等が家庭を訪問し、生活習慣病予防や介護予防、介護を担う方の健康管理等に関する相談に応じます	健康増進課 成人保健担当

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 TEL. 0766-20-1344
 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165
 健康増進課 成人保健担当 TEL. 0766-20-1345



健康教室

■ 出産前教室・育児教室

児 共通

妊娠・出産及び育児に関する教室を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
はじめての離乳食教室	5～6 か月の赤ちゃんを対象に、離乳食のお話等を行います	健康増進課 母子保健・予防接種 担当
赤ちゃんにこここ教室	母子保健推進員が保育園や公民館で赤ちゃん教室を開催します	
パパとママの育児講座	出産前の妊婦や配偶者、その家族を対象に、お風呂の入れ方や赤ちゃんとの接し方のお話、妊婦ベストの着用体験等を行います	

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 Tel. 0766-20-1344

■ 健康教室

共通

主に成人を対象とし、「運動」・「栄養」・「がん予防」・「こころ」・「歯」・「薬」の健康等に関する健康教室を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
健康教室	健康体操教室、地域へ出向く健康講座、栄養教室、健康なるほど講座を開催します	健康増進課 健康づくり担当
地域健康づくり推進懇話会活動	健康づくりに関する地域活動、地域健康づくり教室、歩こう会、栄養教室、筋力アップ教室(65 歳以上)を行います	

問い合わせ 健康増進課 健康づくり担当 Tel. 0766-20-1391



医療のこと

医療費

■ 不妊治療費助成

共通

不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に係る医療費の一部を助成します。医療費助成は富山県と高岡市のものがあり、富山県の助成を受けてから、高岡市に申請してください。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
特定不妊治療費助成 (富山県)	1回の治療につき15万円まで、1年度あたり3回を限度に助成します	高岡厚生センター
不妊治療費助成	県の助成を控除した額に対し、1回の治療につき10万円まで、1年度あたり3回を限度に助成します	児童育成課 母子担当

問い合わせ 高岡厚生センター TEL. 0766-26-8415
 児童育成課 母子担当 TEL. 0766-20-1381



■一般疾病医療費助成

児 障 共通

医療機関を受診し、保険診療を受けたとき、医療費を助成します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
妊産婦医療費助成	妊婦高血圧症、糖尿病や切迫早産等の妊娠にともなう病気の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します	児童育成課 母子担当
未熟児養育医療給付	未熟児が指定療育医療機関で治療を受けた医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します	
こども医療費助成	0歳～中3の入院医療費(保険診療分)及び0歳～小6の通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童とその養育者の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します	
重度心身障害者等医療費助成	障がい程度と年齢区分により医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します	社会福祉課 障害福祉担当
高額療養費給付	医療保険加入者の、1か月の医療費の窓口負担が高額になった時、一定額を超えた分を払戻します 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は保険年金課へ、上記以外の方は加入されている医療保険者にお問い合わせください	保険年金課 国保給付・健診担当 後期高齢者医療担当
被爆者一般疾病医療費助成	被爆者健康手帳所持者の医療費を助成します	高岡厚生センター

問い合わせ	児童育成課 母子担当	TEL. 0766-20-1381
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	保険年金課 国保給付・健診担当	TEL. 0766-20-1361
	保険年金課 後期高齢医療担当	TEL. 0766-20-1481
	高岡厚生センター	TEL. 0766-26-8414

■ 特定疾病医療費助成

児 高 障 共通

特定の疾病のある方が、医療機関で保険診療を受けたときの医療費を助成します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
小児慢性特定疾患治療費助成	小児がん等の特定疾患の治療に係る医療費の自己負担分の一部を助成します	高岡厚生センター
更生医療費助成	身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方で、身体上の障がいを経くしたり取り除いたりするために行われる医療に対して医療費を助成します	社会福祉課 障害福祉担当
精神通院医療費助成	通院による精神医療を継続的に受ける際に医療費を助成します	
育成医療費助成	18 歳未満の身体に障がいや病気のある児童、または現在の疾病を放置しておくで将来障がいにいたると認められる児童等に対して、障がいの軽減、または除去に必要な医療費を助成します	
国保・後期高齢者医療特定疾病医療費助成	慢性腎不全等の特定疾病の療養費について「特定疾病療養受療証」の交付を受けることにより、窓口での 1 か月の自己負担限度額が 1 万円となります	保険年金課 国保給付・健診担当 後期高齢者医療担当
感染症医療費助成	肝炎患者のインターフェロン治療等の医療費について自己負担の一部を助成します	高岡厚生センター
特定疾患医療費助成	治療困難な難病(特定疾患)に係る医療費の自己負担が軽減されます	
先天性血液凝固因子障害等医療費助成	先天性血液凝固因子障害の 20 歳以上の方に医療費を助成します	

問い合わせ	高岡厚生センター	TEL. 0766-26-8414
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	保険年金課 国保給付・健診担当	TEL. 0766-20-1361
	保険年金課 後期高齢者医療担当	TEL. 0766-20-1481



救急

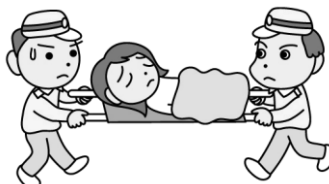
■ 休日・夜間医療

児 共通

休日、夜間の時間外の救急医療を行っています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
小児救急電話相談	子どもを病院に連れて行くかどうか迷った時に＃8000 にダイヤルすると看護師が相談に応じます	県厚生部医務課
休日夜間救急診療	平日の夜間や休祝日の急病やけがをした時に診療します	高岡市急患医療センター
休日夜間救急歯科診療	日・祝日、年末年始に救急患者の応急処置を行います	富山県歯科保健医療総合センター

問い合わせ 県厚生部医務課 TEL. 076-444-3219
 高岡市急患医療センター TEL. 0766-25-7110・7111
 富山県歯科保健医療総合センター TEL. 076-433-2039



障害者（児）の医療

■ 医療型児童発達支援

障

医療型児童発達支援センター「高岡市きずな子ども発達支援センター」で、心身の発達に問題がある子どもの外来診療を行います。

小児神経科や小児整形外科での診療や、運動能力や言葉の発達の遅れ等に対するさまざまな治療を行います。

問い合わせ 高岡市きずな子ども発達支援センター TEL. 0766-21-3615

日常生活のこと

在宅

■家事サービス

高 共通

自宅で生活していく中で、家事やその他の支援が必要となった時に援助する方を派遣します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
生活支援型ホームヘルプサービス事業	65 歳以上の方の家事や軽作業（屋根雪以外の除雪、除草）のお手伝いをします（軽作業については所得要件あり）	高齢介護課 生きがい対策担当
家族介護教室	高齢者を介護している家族等を対象に介護の知識や技術等を学ぶための教室や、介護者同士の交流会を開催します	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当
家事サービス	家事一般の手伝いをします。どなたでも利用できます	高岡市シルバー人材センター

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 TEL. 0766-20-1373
 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165
 シルバー人材センター TEL. 0766-20-1650・1651



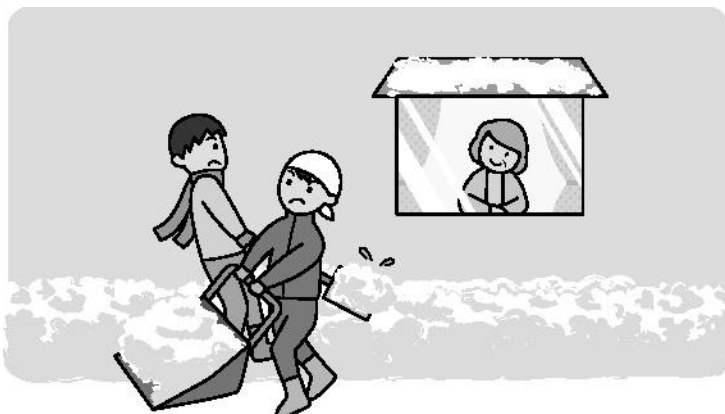
■安全生活のサポート

高

自宅で暮らしている方が安全に日常生活を送れるように、必要な支援を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
除雪支援事業	在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の方等の自宅の屋根雪下ろしに係る費用の一部を助成します(世帯要件・所得要件あり)	高齢介護課 生きがい対策担当
「食」の自立支援サービス事業	栄養改善が必要な 65 歳以上で在宅のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に属する方で、二次予防事業対象者、または要支援・要介護認定された方に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認を行います	
徘徊高齢者等家族支援サービス事業	概ね 65 歳以上の認知症による徘徊がみられる高齢者を在宅で介護する家族に発信機を貸与します	
高齢福祉推進員設置事業	概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者に高齢福祉推進員を設置し、見守りを行います	
緊急通報装置及び高齢者見守りコールセンターの設置	65 歳以上のひとり暮らし高齢者・65 歳以上の寝たきり高齢者、またはこれに準ずる高齢者のみの世帯の方に通報装置を貸与するとともに、看護師等が緊急通報、生活・健康相談に 365 日・24 時間対応するコールセンターを設置しています	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当
徘徊 SOS 緊急ダイヤルシステム	認知症高齢者等の徘徊に気づいた時に、家族等が徘徊 SOS 緊急ダイヤルに通報すると、事前に登録していただいた協力団体等に徘徊情報メールを配信し、捜索の協力を依頼し、発見・保護につなげます	

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 TEL. 0766-20-1373
 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165



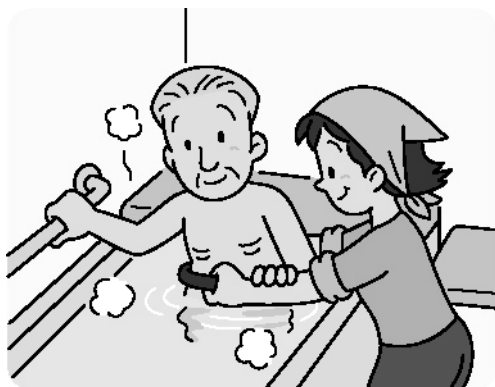
■高齢者の訪問サービス

高

介護や看護を専門とする人が自宅に訪問して、食事・入浴等の介護サービス、家事援助・療養・リハビリ等のサービスを行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
訪問介護(介護予防)	要支援 1 以上の方に、ホームヘルパー等が訪問し、日常生活上の世話をを行います	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
訪問入浴介護(介護予防)	要支援 1 以上の方に、介護専用浴槽を自宅に運び入浴サービスを行います	
訪問リハビリテーション(介護予防)	要支援 1 以上の方に、医師の指示に基づき、理学療法士等が自宅を訪問し必要なリハビリを行います	
居宅療養管理指導(介護予防)	要支援 1 以上の方に、医師等が自宅を訪問し療養上の管理や指導を行います	
訪問看護(介護予防)	要支援 1 以上の方に、医師の指示に基づき、看護師等が自宅を訪問し療養上必要なサービスを行います	
夜間対応型訪問介護(介護予防)	要支援 1 以上の方に、夜間の時間帯にホームヘルパー等が巡回や通報システムにより訪問し、日常生活上の世話をを行います	高齢介護課 総務担当
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護予防)	要介護 1 以上の方に、日中と夜間を通じ、ホームヘルパー等が定期的な訪問や随時の対応により日常生活上の世話をを行います	

問い合わせ 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165
 高齢介護課 総務担当 TEL. 0766-20-1372



■障害者（児）の生活サポート

障

障害者の外出支援や、居宅での介護等のサービスを行います。

施策・サービス名	対象者	窓口
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で食事・入浴等の身体介護サービス、洗濯・掃除・買い物等の家事援助サービス等を行います	社会福祉課 障害福祉担当
訪問入浴サービス事業	自宅に訪問し浴槽を提供して入浴の介護をします	
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により常に介護を要する方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護等を総合的に行います	
行動援護	知的障害・精神障害者の外出に必要な支援や移動中の介護等を行います	
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します	
同行援護	視覚障害者の移動の援護、及び外出時において必要な介護等を行います	

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 Tel. 0766-20-1369

在宅（施設利用）

■一時的な施設利用

高 障

事情により家族で養育・介護ができない時、施設で一時的にお世話します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
ミドルステイ事業	概ね 65 歳以上で要支援 1 以上の方が、特別養護老人ホーム等に一時的に入所できます (介護保険のショートステイ期間を含めて最長 3 か月)	高齢介護課 生きがい対策担当
短期入所 (ショートステイ)	障害者(児)の方の介護が困難となった場合、一時的に夜間も含め施設で介護等を行います	社会福祉課 障害福祉担当
日中一時支援事業	障害者(児)の方を日中、施設で一時的にお世話します	
デイケア	障害者(児)の方を日中、施設で一時的にお世話します	

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 Tel. 0766-20-1373
社会福祉課 障害福祉担当 Tel. 0766-20-1369

■施設に通って受けるサービス

高 障

自宅で暮らす人が施設へ通い、必要な介護・療養・リハビリ等を受けることができます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
短期入所生活介護(ショートステイ)(介護予防)	要支援 1 以上の方が、介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当
短期入所療養介護(介護予防)	要支援 1 以上の方が、介護老人保健施設等に短期間入所して、介護や必要な医療機能訓練が受けられます	
通所リハビリテーション(デイケア)(介護予防)	要支援 1 以上の方が、介護老人保健施設等に通い、医師の指示に基づき、日常生活上必要なリハビリを受けられます	
通所介護(デイサービス)(介護予防)	要支援 1 以上の方が、デイサービスセンター等に通い、日常生活上必要な世話や機能訓練が受けられます	
認知症対応型通所介護(介護予防)	要支援 1 以上の認知症の方が、デイサービスセンター等に通い、日常生活上必要な世話や機能訓練が受けられます	高齢介護課 総務担当
小規模多機能型居宅介護(介護予防)	要支援 1 以上の方が、通いを中心に訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます	
児童発達支援 (発達相談・訪問支援)	障がいのある児童の集団生活への適応訓練を行っています	高岡市きずな子ども発達支援センター
放課後等デイサービス	障害児を、授業終了後や夏休み等の日中、一時的にお世話します	社会福祉課 障害福祉担当
生活介護	日中、障害者支援施設等で入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、または生産活動の機会を提供します	

問い合わせ	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当	TEL. 0766-20-1165
	高齢介護課 総務担当	TEL. 0766-20-1372
	高岡市きずな子ども発達支援センター	TEL. 0766-21-3615
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369



施設入居

■施設に入居して受けるサービス

高 障

老人福祉施設や障害者入所施設で生活する方に、日常生活上の世話や訓練等の介護サービスを行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 1 以上の方で常時介護が必要なため居宅での生活が困難で、定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方に対して、日常生活上必要な世話や機能訓練等の介護サービスを行います	高齢介護課 総務担当
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護 1 以上で定員が 30 人未満の小規模な介護付き有料老人ホームに入居する方に対して、日常生活上必要な世話や機能訓練等の介護サービスを行います	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防)	要支援 2 以上の認知症の高齢者が、共同生活する住居で日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを行います	
特定施設入居者生活介護	要支援 1 以上で介護付きの有料老人ホーム等に入居している高齢者に対して、日常生活上の支援や介護サービスを行います	
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います	社会福祉課 障害福祉担当
療養介護	病院等で介護訓練、療養上の管理、看護・医学的管理下における介護及び日常生活上のお世話をします	

問い合わせ 高齢介護課 総務担当 TEL. 0766-20-1372
社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369

生活用具等の支給

■生活必需用具等の給付・貸与

児 高 障 共通

在宅高齢者や在宅障害者、乳幼児等の日常生活を容易にするための用具等の給付・貸与を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
チャイルドシート貸し出し	高岡市内に住所を有する方に、3 か月無料で貸し出します	地域安全課 防犯担当
紙おむつ等（引き換え券）支給	65 歳以上で、要介護 1 以上の方の支払額を助成します(所得要件あり)	高齢介護課 生きがい対策担当
寝具の丸洗い消毒乾燥事業	要支援 1 以上の一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に属する寝たきり・認知症高齢者の寝具の丸洗い消毒乾燥サービスを提供します	
福祉用具貸与(介護予防)	要支援 1 以上の方に対して、自立した日常生活を送るために必要な福祉用具を貸与します	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当
老人福祉電話の貸与	65 歳以上の方に電話機を貸与します *通話料本人負担(所得要件あり)	高齢介護課 生きがい対策担当
在宅障害者日常生活用具の給付	在宅の障害者の日常生活を容易にするため、各種用具を給付します(参照:P55 (6)障がい種類・等級別、受けられる施策・サービス)	社会福祉課 障害福祉担当
在宅障害者日常生活用具の貸与	在宅の障害者の日常生活を容易にするため、各種用具を貸与します(参照:P55 (6)障がい種類・等級別、受けられる施策・サービス)	
車いすの貸出	高岡市内での利用者に、原則 1 か月以内で無料で貸出します	高岡市 社会福祉協議会

問い合わせ	地域安全課 防犯担当	TEL. 0766-20-1342
	高齢介護課 生きがい対策担当	TEL. 0766-20-1373
	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当	TEL. 0766-20-1165
	社会福祉課 障害者福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	高岡市社会福祉協議会	TEL. 0766-23-2917
		TEL. 0766-64-8114 (福岡支所)



補装具の支給

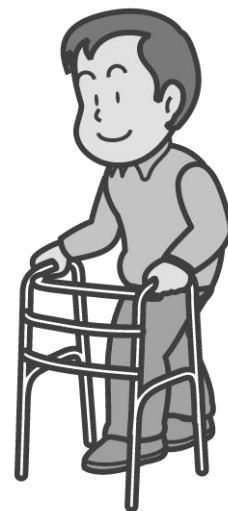
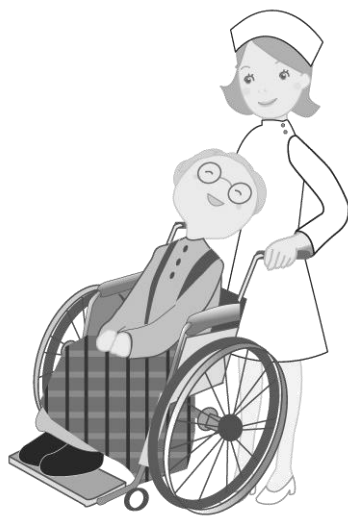
■補装具

障

身体に障がいのある方に、身体の失われた部分や機能を補うために長期間にわたり継続して使用する用具の交付・修理を行います。

障害の種類	品 目
視覚	盲人安全杖、眼鏡、義眼、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用）
両上下肢機能全廃 及び言語機能全廃	重度障害者用意思伝達装置（まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を使って「はい・いいえ」の意思表示が出来るもの）
肢体不自由	義肢（義手、義足）装具、歩行補助杖（一本杖を除く）、歩行器、座位保持装置、車いす、電動車いす
18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 Tel. 0766-20-1369



住宅確保支援

■公共住宅への入居

高 障

安心して居住できる住まいの相談に応じます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
立野シルバーハウス(市営住宅)への入居	併設介護施設との連携による安否確認のための緊急通報システムの設置や、施設設備のバリアフリー化等高齢者の生活特性に配慮した住宅に、高齢者、身体障害者等の入居要件に基づき入居できます	高岡建設管理センター
高齢者住宅安心確保事業	高齢者住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談等を行います	高齢介護課 生きがい対策担当
市営住宅への入居	自己所有の住居をお持ちでなく住居に困っておられる方のための公的賃貸住宅です。高齢者、身体障害者等の入居要件に基づき入居できます	高岡建設管理センター
県営住宅への入居	高齢者、身体障害者等の入居条件(同居要件等)を緩和します	県営住宅管理センター

問い合わせ 高岡建設管理センター TEL. 0766-20-1403
 高齢介護課 生きがい対策担当 TEL. 0766-20-1373
 県営住宅管理センター(指定管理者:光陽興産) TEL. 076-471-5550
 TEL. 0766-25-1110(高岡店)

■住環境の改善

高 障

高齢者や障害者が暮らしやすいように家を改修する際、助成金や貸付制度があります。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
高齢者住宅改善費の助成	65歳以上の高齢者、または同居する家族が、住居を改修するために必要な経費(手すりの設置、段差解消及び便所の改善工事)の一部を助成します(所得要件あり)	高齢介護課 生きがい対策担当
住宅改修費支給	要支援1以上の方が、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした際、事前の申請により20万円を上限に費用を支給します	高齢介護課 資格・給付担当
住宅改善費の助成	在宅の重度身体障害・知的障害の方の住宅改善費の一部を助成します	社会福祉課 障害福祉担当

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 TEL. 0766-20-1373
 高齢介護課 資格・給付担当 TEL. 0766-20-1375
 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369

障害者のための地域生活支援

■身体障害者（児）支援サービス

障

身体障害者手帳をお持ちの方は、次のようなサービスが受けられます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
図書の郵送貸出	身体障害 1～3 級の方に、図書の郵送貸出を行います	高岡市立中央図書館
障害者 IT 推進員派遣	身体・療養手帳をお持ちの方へ障害者指導員によるパソコン使用に関する相談・援助を行います	社会福祉課 障害福祉担当
青い鳥郵便葉書	身体障害 1・2 級または療育手帳 A の方に、くぼみ入り通常郵便葉書を 20 枚無料配布します	最寄りの郵便局

問い合わせ 高岡市立中央図書館 TEL. 0766-20-1818
社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369

■聴覚障害者（児）支援サービス

障

聴覚障害者の方は、次のようなサービスが受けられます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
耳マーク	聴覚障害の方に、耳マークシールを給付します	社会福祉課 障害福祉担当
電話おねがい手帳・ファクシミリ送信用紙の配布	在宅の聴覚障害者の方に、手帳やファクシミリ送信用紙を配布します	
手話通訳者の派遣	聴覚障害の方に手話通訳者を派遣します	県聴覚障害者センター
要約筆記者の派遣	聴覚障害の方に要約筆記者を派遣します	
ビデオカセットライブラリー	聴覚障害者・障害者団体・施設等に、字幕や手話を挿入したビデオ・DVD を貸出します	聴力障害者情報文化センター

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369
県聴覚障害者センター TEL. 076-441-7331
FAX. 076-441-7305
聴力障害者情報文化センター TEL. 03-6833-5001
FAX. 03-6833-5000



耳マーク

■視覚障害者（児）支援サービス

障

視覚障害者の方は、次のようなサービスが受けられます。

施策・サービス名	内容など	窓口
視覚障害の方の郵便料	点字郵便物や盲人用録音郵便物は3 kgまで無料となります	高岡郵便局
声の広報・発行	広報等のカセットテープ版を貸し出します	高岡市ボランティアセンター
点字図書等の貸出、閲覧	点字図書・録音図書の貸し出し、閲覧を行います	県視覚障害者福祉センター
盲導犬の購入費助成	購入に必要な費用の一部を助成します	
録音図書の貸出	録音図書(CD等)の郵送貸し出しを行います	高岡市立中央図書館

問い合わせ	高岡郵便局	TEL. 0766-28-5600
	高岡市ボランティアセンター	TEL. 0766-21-7883
	県視覚障害者福祉センター	TEL. 076-425-6761
	高岡市立中央図書館	TEL. 0766-20-1818

■自らの判断が不安な方の支援

障

自らの判断に不安をお持ちの方が、地域で自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します	高岡市社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費の一部及び後見人等の報酬の一部を助成します	社会福祉課 障害福祉担当

問い合わせ	高岡市社会福祉協議会	TEL. 0766-23-2917
		TEL. 0766-64-8114 (福岡支所)
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369

児童のための支援

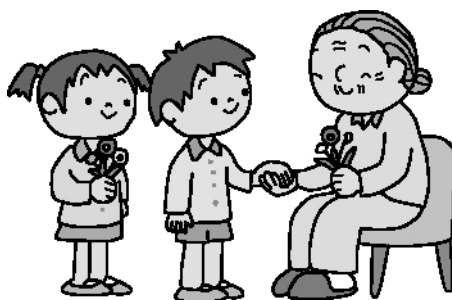
■子育て支援

児

子育て支援を行っています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
ファミリー・サポート・センター	小学6年までの子どもをもつ方が会員登録して、子育て等を手伝ってほしいときにサポート会員に依頼します。会員組織として会員同士が育児に関する相互援助活動を行います	高岡市ファミリー・サポート・センター
子育てサロン	保育所を子育て中の親子に開放して、楽しい交流や子育て相談を行います	児童育成課 保育指導担当
子育て支援センター	広いフロアで親子が楽しく遊ぶことができます。子育てに関する情報も得られ、専門スタッフが子育て相談にも応じています	高岡子育て支援センター 福岡子育て支援センター
病児・病後児保育	家庭での保育が困難な、病気の回復期の児童を保護者にかわって保育します	高岡保育園
地域組織活動 (母親クラブ)	母親等による地域ぐるみの児童健全育成活動を行います	児童育成課児童担当
放課後児童育成 クラブ(学童保育)	留守家庭の児童に、地域が一体となって放課後等の児童の健全育成をサポートします	
児童発達支援(発達相談・訪問支援)	障がいのある児童の集団生活への適応訓練を行います	高岡市きずな子ども発達支援センター

問い合わせ	高岡市ファミリー・サポート・センター	TEL. 0766-23-6116
	児童育成課 保育指導担当	TEL. 0766-20-1379
	高岡子育て支援センター	TEL. 0766-28-4114
	福岡子育て支援センター	TEL. 0766-64-2090
	高岡保育園	TEL. 0766-22-2748
	児童育成課 児童担当	TEL. 0766-20-1377
	高岡市きずな子ども発達支援センター	TEL. 0766-21-3615



経済的なこと

生活保護

■生活保護

共通

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障するもので、申請の上、生活保護の要件を満たせば受給できます。

保護は原則、世帯を単位として世帯に必要な最低生活費と世帯のすべての収入と比べ、足りない分を保護費として支給します。

扶助には、住宅扶助等の金銭扶助と介護、医療給付等の現物給付があります。

問い合わせ 社会福祉課 保護担当 TEL. 0766-20-1368

■住宅手当の支給

共通

離職により住まいを失った方、または失う恐れがある方が住宅を確保し、安心して就職活動ができるよう家賃を支給します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
住宅手当制度	家賃給付には限度額があり、延長期間を含め、9か月間支給します	社会福祉課 生活保護担当

問い合わせ 社会福祉課 保護担当 TEL. 0766-20-1368

給付金・助成金

■子育て家庭への給付金

児

子育て家庭へ生活や育児に対して支援金の支給があります。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
就学援助	学用品費等の義務教育費用を援助します	学校教育課 指導担当
出産育児一時金	健康保険に加入している方の出産に係る経済的負担を軽減します。国民健康保険の方は保険年金課へ、国保以外の方は加入されている医療保険者にお問い合わせください	保険年金課 国保給付・健診担当
母子家庭自立支援給付金	教育訓練の受講料一部援助します	児童育成課 母子担当
幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に就園させている家庭に給付します	学校教育課 指導担当

問い合わせ 学校教育課 指導担当 TEL. 0766-20-1451
 保険年金課 国保給付・健診担当 TEL. 0766-20-1361
 児童育成課 母子担当 TEL. 0766-20-1381

■介護に係る費用の助成

高

介護サービスに用いた費用の一部を助成します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
高額医療・高額介護合算制度	医療・介護保険を併用して利用し年間で合算した自己負担額が一定額を超えた場合に払戻します	保険年金課 国保給付・健診担当
特定福祉用具購入費助成	要支援 1 以上の方が、入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を、1 年につき 10 万円を上限に、申請により支給します	高齢介護課 資格・給付担当
高額介護サービス費	介護保険サービスの 1 か月の自己負担分が上限額を超えた分を払戻します	
介護サービス費の軽減	所得が低い方の施設利用時に必要な居住費・食費の基準費用額を軽減します	

問い合わせ 保険年金課 国保給付・健診担当 TEL. 0766-20-1361
 高齢介護課 資格・給付担当 TEL. 0766-20-1375

■障害者の就職訓練・免許取得等の支援

障

障害者が就労の訓練を受けたり、免許を取得したりする際に必要な費用が助成されます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付	訓練に係る経費や就職支度金を支給します	社会福祉課 障害福祉担当
自動車運転免許の取得	運転免許を取得するための教習費用を助成します	
自動車改造費の助成	身体障害の方が、通勤等に利用する自動車改造費用 を助成します	

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 Tel. 0766-20-1369

手当

■子育て家庭の手当

児

子育て中の家庭に対して、該当する手当が支給されます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
児童手当	中学校修了前までの児童を養育する方に支給します	児童育成課 母子担当
児童扶養手当	ひとり親家庭で 18 歳までの児童を養育する方に支給します	
ひとり親家庭等生活応援手当(商品券)	ひとり親家庭で義務教育修了前の児童を養育する方(非課税)に支給します	

問い合わせ 児童育成課 母子担当 Tel. 0766-20-1381

■外国人に対する福祉金支給

高 障

市内に 1 年以上住んでいる外国人高齢者、または外国人障害者で、制度上の理由により公的年金に加入できなかった方に、福祉金を支給します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
外国人高齢者福祉金	大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれ、外国人住民として住民票に記載のある方で、国民年金に加入できなかった在宅の方に福祉金を支給します	高齢介護課 生きがい対策担当
外国人障害者福祉金	昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれ、外国人住民として住民表に記載のある、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A の認定を受けている方で、国民年金に加入できなかった在宅の方に福祉金を支給します	

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 Tel. 0766-20-1373



■ 高齢者を介護している家庭の手当

高

65歳以上で在宅の寝たきりまたは認知症高齢者や、その高齢者を介護している方に手当を支給します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
在宅寝たきり高齢者等福祉金支給	在宅の要介護4以上の寝たきり高齢者または認知症高齢者に支給します(所得要件あり)	高齢介護課 生きがい対策担当
家族介護慰労金支給	要介護4以上の高齢者を在宅介護し、過去1年介護保険サービスの利用が無い方に支給します(所得要件あり)	
在宅寝たきり・認知症高齢者介護年金等支給	65歳以上で要介護4以上の寝たきり高齢者、または要介護3以上の認知症高齢者を在宅で介護している方に支給します	

問い合わせ 高齢介護課 生きがい対策担当 Tel. 0766-20-1373



■障害者（児）に対する手当

障

障害者（児）がいる家庭に対して、該当する手当を支給します。

施策・サービス名	対象者	窓口
障害児福祉手当	常時介護を要する重度障害の児童(20 歳未満)に支給します	社会福祉課 障害福祉担当
特別児童扶養手当	20 歳未満で身体・精神障害の児童を監護する父母に支給します	児童育成課 母子担当
特別障害者手当	重度障害が重複する、常時特別の在宅介護を要する 20 歳以上の方等に支給します	社会福祉課 障害福祉担当
高岡市心身障害者福祉年金	身体障害者手帳 1～3 級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級を持つ在宅の方に支給します	
高岡市重度心身障害者等介護年金	高岡市心身障害者福祉年金の受給資格がある方のうち、身体障害者手帳 1 級または療育手帳 A を持つ在宅の方に支給します	

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369
児童育成課 母子担当 TEL. 0766-20-1381

■健康被害者救済

共通

被爆者や、石綿で被害にあわれた方の生活の安定を図るために支給します。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
原爆被爆者各種手当等	被爆者健康手帳保持者で要件に該当する方に、保健手当、介護手当、家族介護手当等を支給します	高岡厚生センター
石綿(アスベスト)被害救済給付	石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がん等の方に医療費や療養手当等の救済給付をします	

問い合わせ 高岡厚生センター TEL. 0766-26-8414

共済制度

■心身障害者扶養共済制度

障

保護者（親）が掛金を一定期間納め、その保護者が死亡（重度障害になった場合も含む）されたとき、障害者（子）に一定額の年金が終身にわたり支給されます。

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 Tel. 0766-20-1369

公的年金

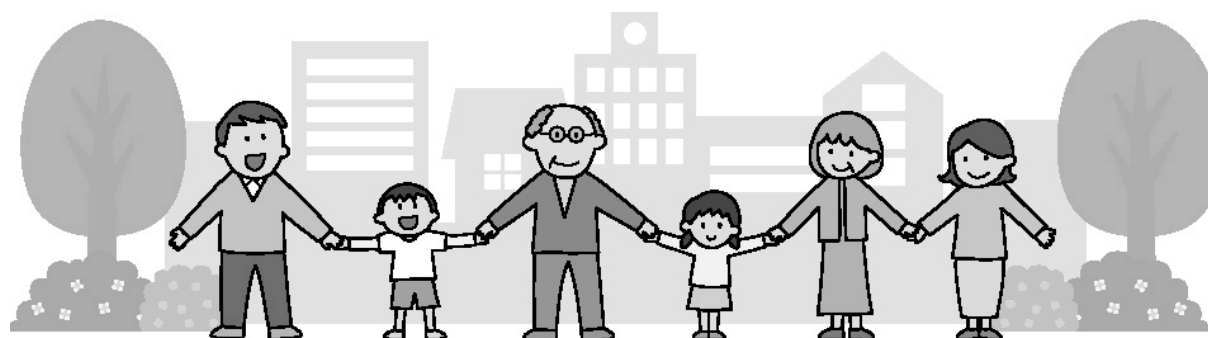
■基礎年金

高 障

一定の要件に該当すると年金が受給できます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
老齢基礎年金	25 年以上の保険料納付期間等がある方が 65 歳になったとき支給しますが、希望があれば 60 歳以後いつからでも支給します。ただし支給開始年齢によって増減額があり、一度減額・増額された支給率は生涯変わりません	保険年金課 年金担当
障害基礎年金	国民年金法の 1・2 級の障がい状態になった方に支給します	
障害厚生年金	厚生年金加入者の場合には、障害基礎年金に上乗せして支給します	高岡年金事務所

問い合わせ 保険年金課 年金担当 Tel. 0766-20-1363
高岡年金事務所 Tel. 0766-21-4182



貸付制度

■高額療養費貸付制度

共通

高額な医療費の支払いが困難な方に、必要な資金を無利子で貸し付けます。
国民健康保険以外の方は、加入されている医療保険者にお問い合わせ下さい。

問い合わせ 保険年金課 国保給付・健診担当 TEL. 0766-20-1361

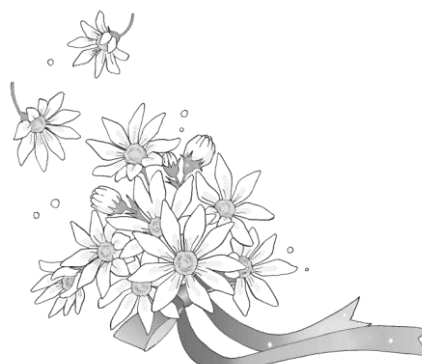
■生活福祉資金貸付

児 共通

低所得者世帯等に対して、生活に必要な資金の低利、または無利子での貸し付けや、援助指導を行うことにより、安定した生活を確保することを目的としています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
母子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭及び寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利、または無利子で資金を貸付けます	児童育成課 母子担当
母子家庭等援護資金貸付	母子家庭及び寡婦の方に生活資金等を融通し、生活意欲の増進及び生活の安定を図ります	高岡市母子寡婦福祉会
がんばる子育て家庭支援融資	大学等に就学するお子さんをお持ちの多子世帯(お子さんが3人以上の世帯)へ、低利の融資を行います	県厚生部 児童成年家庭課
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯や高齢者、障害者の世帯に、資金を低利で貸付けます	高岡市社会福祉協議会
高岡市民生たすけあい基金貸付	低所得世帯や高齢者、障害者の世帯に、資金を低利で貸付けます	

問い合わせ 県厚生部児童青年家庭課 TEL. 076-444-3208
児童育成課 母子担当 TEL. 0766-20-1381
高岡市母子寡婦福祉会 TEL. 0766-21-7875
高岡市社会福祉協議会 TEL. 0766-23-2917



税金

■税負担の軽減

高 障

高齢者や障害者が税の軽減を受けることができます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
障害者控除対象者の認定	65 歳以上・要介護 1 以上で市の認定基準を満たす方は、所得税・県市民税の控除が受けられます	高齢介護課 生きがい対策担当
所得税・市民税	障害者本人や障害者を扶養している方の税を軽減します	市民税課 個人・市民税担当 高岡税務署
事業税	障害者本人や障害者を扶養している方の税を軽減します	県総合県税事務所
相続税	相続人が障害者のときの税を軽減します	高岡税務署
贈与税	信託契約に基づく財産の信託がある方の税を軽減します	
利子に対する税	身体障害者手帳所持者はマル優、特別マル優制度を利用できます	自動車税センター (普通自動車) 市民税課 諸税担当 (軽自動車) 高岡税務署
自動車税・自動車取得税と軽自動車税	一定の障害等級の方が取得、または所有する自動車に関する税を減免します	

問い合わせ	高齢介護課 生きがい対策担当	TEL. 0766-20-1373
	市民税課 個人・市民税担当	TEL. 0766-20-1257
	高岡税務署	TEL. 0766-21-2501
	県総合県税事務所	TEL. 076-441-2551
	自動車税センター	TEL. 076-424-9211
	市民税課 諸税担当	TEL. 0766-20-1263

災害

■災害救援物資の配布

共通

災害で罹災された世帯に日本赤十字社の救援物資等を配布します。

問い合わせ	社会福祉課 民生・総務担当	TEL. 0766-20-1366
-------	---------------	-------------------

社会参加のこと

生きがい

■生きがいと活動の支援

高 障

健康の増進や生きがいのある生活を目的に、趣味の教室、スポーツ・レクリエーション等の場を提供しています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
ふれあい・いきいきサロン	ひとり暮らしの方や外出の機会が少ない高齢者が気軽につどい合う仲間づくりの場を提供します	高岡市社会福祉協議会
社会福祉センター・老人福祉センター	60歳以上の高齢者が、趣味の教室やスポレク等に利用できます	高岡市ふれあい福祉センター
音楽活動	障害者が音楽療法士等の指導のもとに音楽活動を行います	
スポーツ教室の開催	身体・知的障害者の体力増強、交流や余暇活動等のため、各種スポーツ教室を開催します	高岡市ふれあい福祉センター(身体) 高岡市手をつなぐ育成会(知的)
スポーツ備品の貸出	障がいのある方に適した用具を無料で貸し出します	県障害者スポーツ協会
地域活動支援センター事業	身体・知的・精神障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供します。また、情報交換や交流の場として利用できます	あしつきふれあいの郷 すまいる ふきのとう
地域生活支援	知的・精神障害者とその家族の相談会や地域交流を促進する活動を行います	高岡市手をつなぐ育成会 高岡地域精神障害者家族会あしつき会

問い合わせ	高岡市社会福祉協議会	TEL. 0766-23-2917
	高岡市ふれあい福祉センター	TEL. 0766-21-7888
	高岡市手をつなぐ育成会	TEL. 0766-21-7877
	県障害者スポーツ協会	TEL. 076-413-2248
	あしつきふれあいの郷	TEL. 0766-29-3335
	すまいる	TEL. 0766-26-0808
	ふきのとう	TEL. 0766-23-8262
	高岡地域精神障害者家族会あしつき会	TEL. 0766-29-3335

■シルバー人材センター

高

高齢者が豊かな経験や知識を活かし、短期的な就業の機会を得ることによって、社会参加と福祉の増進を図ります。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
シルバー人材センター	60 歳以上の高岡市民が会員となり、社会参加により生きがいと健康増進を図ります	高岡市シルバー人材センター

問い合わせ 高岡市シルバー人材センター TEL. 0766-20-1650・1651
TEL. 0766-64-5501 (福岡支所)



外出

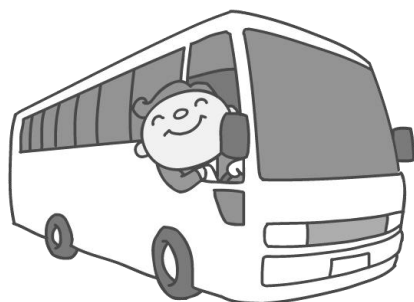
■安全に移動するための支援

高 障

障害者手帳等の提示により、医療機関の送迎費用の助成や、外出・移動時の介護支援・利便を図るサービス等が受けられます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
高齢者等福祉車両タクシー	在宅で常時車いすを利用する方や寝たきりの方が、医療機関等への送迎に利用する福祉車両タクシー料金の一部を助成します	高齢介護課 生きがい対策担当
行動援護	知的・精神障害者の外出時に危険回避の援助を行います	社会福祉課 障害福祉担当
同行援護	視覚障害者の移動の援護や外出時の介護等を行います	
移動支援事業	身体・知的・精神障害者自立支援給付の対象とならない方の外出時の円滑な移動を支援します	
福祉タクシー利用券	両下肢、または体幹機能障害、視覚障害 1・2 級の方に料金の一部を助成する利用券を交付します（年額 5,000 円）	
コミュニティバス	障害者手帳の提示で運賃が 100 円になります	地域安全課
公営バス	障害者手帳の提示で本人と介護者の運賃が無料になります	地域振興課
高岡市福祉バス ・富山県福祉バス	障がいのある人達が団体活動をするときにリフト付きバスを運行します	高岡市ふれあい福祉センター 県身体障害者団体協議会
盲導犬の購入費助成	購入に必要な費用の一部を助成します	県視覚障害者福祉センター

問い合わせ	高齢介護課 生きがい対策担当	TEL. 0766-20-1373
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	地域安全課	TEL. 0766-20-1139
	地域振興課	TEL. 0766-64-1423
	高岡市ふれあい福祉センター	TEL. 0766-21-7888
	県身体障害者団体協議会	TEL. 076-444-0213
	県視覚障害者福祉センター	TEL. 076-425-6761



■ 各種料金の割引

障

障害者手帳等の提示で、外出時に便利な割引や各種制度が利用できます。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
有料道路	身体・知的障害者が、有料道路を利用した際の通行料金が割引になります	社会福祉課 障害福祉担当
JR・私鉄・国内航空	身体・知的障害者は、手帳の提示で JR・私鉄・国内航空の運賃が割引になります。精神障害者は手帳の提示で私鉄運賃が割引になります	各利用会社
タクシー料金	身体・知的障害者は、手帳の提示で運賃が 10%割引になります	各利用会社
ジパング倶楽部	高岡市身体障害者協会会員であれば男性 60 歳、女性 55 歳から加入できます	高岡市身体障害者協会
市営駐車場割引	身体・知的・精神障害者は、手帳の提示で普通駐車料金が割引になります	都市計画課
NHK 放送受信料	障害者の方で一定の要件に該当する方は手帳の提示で受信料が減免されます	社会福祉課 障害福祉担当 市民生活課
電話番号の無料案内	障害者で一定の要件に該当する方は NTT 固定電話・docomo 携帯電話使用で電話番号案内が無料になります	NTT
映画館・美術館	障害者手帳の提示で美術館等の入場料が割引になる場合があります	各利用施設
携帯電話料金	障害者が契約している携帯電話の基本使用料等が事前申込みにより割引されます	各携帯電話会社
福祉タクシー利用券	両下肢、または体幹機能障害、視覚障害 1・2 級の方に料金の一部を助成する利用券を交付します (年額 5,000 円)	社会福祉課 障害福祉担当
コミュニティバス	障害者手帳の提示で運賃が 100 円になります	地域安全課
公営バス	障害者手帳の提示で本人と介護者の運賃が無料になります	地域振興課

問い合わせ	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	高岡市身体障害者協会	TEL. 0766-25-4947
	都市計画課	TEL. 0766-20-1411
	市民生活課	TEL. 0766-64-1433
	N T T	TEL. 0120-104-174
	地域安全課	TEL. 0766-20-1139
	地域振興課	TEL. 0766-64-1423



訓練

■障害者（児）の訓練

障

障がいのある方が、自立した日常生活が出来るよう、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	身体機能や生活機能向上のための訓練を行います	社会福祉課 障害福祉担当
就労移行支援	就労を希望する方に必要な訓練等を行います	
就労継続支援(A 型＝雇用型、B 型＝非雇用型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場所を提供し、必要な訓練等を行います	
身体障害者リハビリ教室	肢体不自由の方の機能訓練や医療相談等を行います	高岡市身体障害者協会
視覚障害の方の生活訓練	視覚障害の方の日常生活に必要な知識についての講習会を開催します	県視覚障害者福祉センター

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369
 高岡市身体障害者協会 TEL. 0766-25-4947
 県視覚障害者福祉センター TEL. 076-425-6761

政治参加

■選挙

障

障がいのある方が、選挙権の行使のために必要な支援を行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
選挙の点字投票	視覚障害のある方は点字で投票ができます	選挙管理委員会事務局
選挙の郵便投票	身体障害者手帳の肢体不自由 1・2 級(両下肢、体幹、移動機能障害)、内部障害 1～3 級の方、及び要介護認定を受けている介護区分 5 の方は郵便による不在者投票ができます	

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL. 0766-20-1464

相談ごと

■心身の健康不安に関する相談

児 高 共通

心身の健康に関する、さまざまな心配ごとの相談を受けつけています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
育児健康相談	乳幼児とその母親の健康、離乳食やしつけ等子育てについての相談に応じます	健康増進課 母子保健・予防接種 担当
幼児保健相談	言葉の発達や行動面で心配な幼児についての相談に応じます	
高齢者の健康と介護に関する相談	高齢者の介護予防、健康づくりを含め生活全般について、高齢者及びその家族等からの相談に応じます	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
妊産婦健康相談	妊娠、出産等に関する相談に応じます	健康増進課 母子保健・予防接種 担当
母乳育児相談	母乳による育児中の母親とその子どもに対し、乳房の自己管理、マッサージ指導、卒乳についての相談に応じます	
健康相談	健康に関する相談に保健師・看護師が応じます	健康増進課 母子保健・予防接種 担当 成人保健担当
心の健康相談	心と身体の変調を感じ、悩みを抱える人に対し、保健師や臨床心理士が相談に応じます	健康増進課 成人保健担当
心の健康相談(富山県)	健康相談に応じます	高岡厚生センター

問い合わせ	健康増進課 母子保健・予防接種担当	TEL. 0766-20-1344
	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当	TEL. 0766-20-1165
	健康増進課 成人保健担当	TEL. 0766-20-1345
	高岡厚生センター	TEL. 0766-26-8415



■子育ての悩みに関する相談

児

子育てや家庭内のさまざまな悩みごとの相談を受けつけています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
子育て相談	子育て家庭の育児に不安がある保護者等からの相談に子育て支援センターで応じます	高岡子育て支援センター 福岡子育て支援センター
家庭児童相談	生活習慣、知能言語、学校生活、家庭関係等子育ての相談に専門の者が応じます	子ども家庭相談電話 児童育成課 保育指導担当
子ども家庭相談	子どもの発達・行動・しつけ、親子関係等家庭生活における悩みの相談に応じます	子ども家庭相談電話 (児童育成課)
子育てテレフォン相談	子どものあらゆる問題や、子育てに関するさまざまな相談に 24 時間、年中無休で対応します	高岡児童相談所

問い合わせ	高岡子育て支援センター	Tel. 0766-28-4114
	福岡子育て支援センター	Tel. 0766-64-2090
	子ども家庭相談電話（児童育成課）	Tel. 0766-20-1329
	児童育成課 保育指導担当	Tel. 0766-20-1379
	高岡児童相談所	Tel. 0766-25-8314

■ひとり親家庭の悩みに関する相談

児

ひとり親家庭のさまざまな悩みごとの相談を受けつけています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
女性相談	離婚に伴う問題や経済的自立のための就業について の問題等に、女性相談員が相談に応じます	児童育成課 母子担当
母子・父子家庭相談	ひとり親家庭の困りごと、子どもの養育、自立支援 の相談等に応じます	

問い合わせ	児童育成課 母子担当	Tel. 0766-20-1381
-------	------------	-------------------



■児童の権利擁護等に関する相談

児

学校におけるいじめや、児童に対する虐待等に関する悩みの相談に応じています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
教育相談	学習不適應、情緒不安定、不登校、いじめ、進路等の相談に応じます	教育センター
青少年の悩み相談	発達、しつけ、友達関係、進路等の青少年の生活に関するさまざまな悩みについて、児童や保護者からの相談に応じます	少年なんでも相談所
児童虐待防止相談	虐待が疑われる児童を発見した関係者等からの通報受理と相談に応じます	高岡児童相談所 子ども家庭相談電話 (児童育成課)

問い合わせ	教育センター	TEL. 0766-20-1244
	少年なんでも相談所	TEL. 0766-20-1653
	高岡児童相談所	TEL. 0766-21-2124
	子ども家庭相談電話(児童育成課)	TEL. 0766-20-1329

■高齢者や障害者の権利擁護等に関する相談

高 障

高齢者、障害者の人権や財産等の権利を守るために相談窓口を置き、相談に応じ、解決を支援しています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
高齢者権利擁護相談	高齢者の権利擁護等の情報提供、相談を総合的に行っています。また虐待が疑われる高齢者を発見した関係者等からの通報受理と相談に応じます	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要だが、二親等内の親族がいない方の申立て費用及び後見人報酬の一部を助成します	高齢介護課 生きがい対策担当
障害者虐待防止相談	虐待が疑われる障害者を発見した関係者等からの通報受理と相談に応じます	社会福祉課 障害福祉担当
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要だが、二親等内の親族がいない方の申立て費用の一部、及び後見費用の一部を助成します	

問い合わせ	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当	TEL. 0766-20-1165
	高齢介護課 生きがい対策担当	TEL. 0766-20-1373
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369

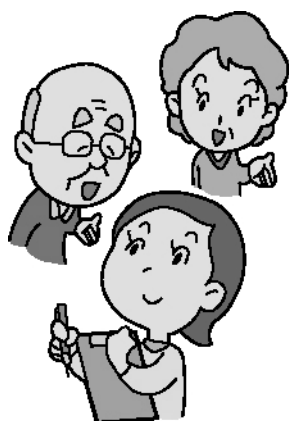
■障がいがある方の生活に関する相談

障

障がいがある方やその家族等の、生活の中での不安や悩み、困っていることについて相談に応じています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
障害者相談支援事業	身体障害者の障害福祉サービスの利用、権利擁護等の情報提供、相談を総合的に行います	高岡志貴野身体障害者相談支援センター
	知的障害者の障害福祉サービスの利用、権利擁護等の情報提供、相談を総合的に行います	障害者相談支援センターかたかご
	精神障害者の障害福祉サービスの利用、権利擁護等の情報提供、相談を総合的に行います	あしつきふれあいの郷生活支援センター
障害者相談員	障がいがある方や、その家族等と同じ立場にある方が相談に応じます	社会福祉課 障害福祉担当
視覚障害の相談・支援	眼のこと、見え方のことでお困りの方の相談に応じます	富山視覚総合支援学校
難聴児(者)の相談・支援	言葉の発達が遅い、聞こえにくい等でお困りの方の相談に応じます	高岡聴覚総合支援学校

問い合わせ	高岡志貴野身体障害者相談支援センター	TEL. 0766-28-8670
	障害者相談支援センターかたかご	TEL. 0766-26-0808
	あしつきふれあいの郷生活支援センター	TEL. 0766-29-3335
	社会福祉課 障害福祉担当	TEL. 0766-20-1369
	富山視覚総合支援学校	TEL. 076-423-8417
	高岡聴覚総合支援学校	TEL. 0766-63-6385



施設のこと

■助産施設

児

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦は市民病院等で助産を受けられます。

問い合わせ 児童育成課 母子担当 TEL. 0766-20-1381

■児童福祉施設等

児

児童や幼児の保育や教育・育成活動を行う施設です。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
保育所	乳幼児が、保護者のいずれもが家庭で保育できない場合に入所させ、保育します 一時保育、休日保育等があります	児童育成課 児童担当
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対し保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、県が認定します	県厚生部 児童青年家庭課
幼稚園	3 歳以上の幼児のための、遊びを大切にした教育を行う学校です	学校教育課 学務担当
児童館・児童センター	地域の児童に健全な遊びを与え、健康増進や豊かな情操を育て地域における児童の健全育成活動の拠点施設です	児童育成課 児童担当

問い合わせ 児童育成課 児童担当 TEL. 0766-20-1377
 県厚生部 児童青年家庭課 TEL. 076-444-3207
 学校教育課 学務担当 TEL. 0766-20-1472



■医療型児童発達支援センター

児

心身の発達に障がいがある子どもに、総合的な療育を行うことにより、健やかな発達と自立への基礎づくりを行います。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
通園部門	集団生活を通じて、基本的な生活習慣や社会性を育み、自立の力をつけられるよう、療育を行います。対象は3～6歳、原則毎日通園	高岡市きずな子ども発達支援センター
外来部門	在宅や地域の保育園・幼稚園に通っている子どもで、家庭での生活が困難、集団生活に馴染めない場合、月に2～3回家族と共にセンターに通い、生活指導を行います。対象は2～6歳	
発達支援室	市内の保育園・幼稚園・学校・子育て支援センター・放課後児童育成クラブ等、子どもが集う全ての場を訪問し、集団生活に適應できる基礎力を育てる目的で助言・指導を行います	

問い合わせ 高岡市きずな子ども発達支援センター TEL0766-21-3615



■ 高齢者福祉施設

高

高齢者がそれぞれの生活環境や状況に応じて、必要な支援を受けることが出来る施設です。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
生活支援ハウス	60 歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方で、高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入所できます	高齢介護課 生きがい対策担当
養護老人ホーム	65 歳以上で、環境上及び経済的事情により在宅での生活が困難な方が、市の措置に基づき入所できます	
介護老人福祉施設	常時介護を必要としていても自宅では介護できない状態にある高齢者のための入所施設です。要介護 1 以上の方が利用できます	高齢介護課 介護予防・地域ケア 推進担当
介護老人保健施設	病状が安定している高齢者に対して、リハビリを中心に、介護、医療を行う施設です。要介護 1 以上の方が利用できます	
介護療養型医療施設	長期療養が必要な高齢者に対して介護、看護、リハビリテーション等の医療を行う入院・入所医療施設です。要介護 1 以上の方が利用できます	
ケアハウス	60 歳以上で、自宅で生活する事が困難な方が利用できます	ケアハウス伏木万葉の里 ケアハウスおおぞら

問い合わせ	高齢介護課 生きがい対策担当	Tel. 0766-20-1373
	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当	Tel. 0766-20-1165
	ケアハウス伏木万葉の里	Tel. 0766-45-0300
	ケアハウスおおぞら	Tel. 0766-26-5111

■ 障害者福祉施設（居住系）

障

障害者が居住して必要な支援を受けることが出来る施設です。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居に入居している方に、身体介護、家事援助、生活相談等日常生活上の支援を行います	社会福祉課 障害福祉担当
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居に入居している方に、家事援助、生活相談等日常生活上の支援を行います	

問い合わせ	社会福祉課 障害福祉担当	Tel. 0766-20-1369
-------	--------------	-------------------

手続きのこと

旧

妊産婦と新生児・乳児の健康を保つための母子保健サービスを受けるために必要な手続きです。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
妊娠届	医師または助産婦の診断を受けて、妊娠届を提出した妊婦の方に母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票を交付します	健康増進課 母子保健・予防接種担当
出生届	出産後 14 日以内に出生届を提出してください。新生児訪問を受けるには、できるだけ 7 日以内に健康増進課にご連絡ください	市民課 戸籍担当

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 TEL. 0766-20-1344
市民課 戸籍担当 TEL. 0766-20-1336

音

介護保険サービスを受けようとするときは、要介護認定手続きが必要です。介護の必要性や程度を判定し、認定します。**47 ページ**の「要介護等の認定までの流れ」をご参照ください。認定結果によって受けられるサービスが異なります。**49 ページ**の「要介護度別、受けられる施策・サービス」を参照ください。

問い合わせ 高齢介護課 認定審査担当 TEL. 0766-20-1365

障

障害者自立支援法に基づく福祉サービスのうち、介護サービスを受ける場合には、障害程度認定手続きが必要です。まず、市に相談してください。

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369

手帳のこと

■健康手帳

児 高 共通

妊産婦と乳児、一般の成人、高齢者を対象に、保健サービスや健診結果等を記録し、健康管理に役立てるために交付しています。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
母子健康手帳	妊産婦・乳児健康診査結果や保健指導の状況等を記録し、健康管理に役立てるために、妊娠届出時に交付します	健康増進課 母子保健・予防接種担当
介護予防手帳	要支援・要介護となるおそれのある方や一般高齢者に、介護予防に関する知識や介護予防教室の参加状況記載欄等を掲載した手帳を配布します	高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当
健康手帳	40歳以上の希望する人に、健康診査の結果等を記載し、健康管理と適切な医療を受けることに役立ててもらうために交付します	健康増進課 成人保健担当

問い合わせ 健康増進課 母子保健・予防接種担当 TEL. 0766-20-1344
 高齢介護課 介護予防・地域ケア推進担当 TEL. 0766-20-1165
 健康増進課 成人保健担当 TEL. 0766-20-1345

■障害者手帳

障

障害福祉サービスを受けることができる障害者であること証明するものとして、申請に基づき交付します。障がいの種類、程度によって受けられるサービスは異なります。55ページの「障がい種類・等級別、受けられる施策・サービス」を参照ください。

施策・サービス名	対象者、内容など	窓口
身体障害者手帳	身体に一定の永続的な障がいがある方で、身体障害者程度等級に該当すると認められた場合に交付します	社会福祉課 障害福祉担当
療育手帳	知的発達に一定以上の障がいがある方に交付します	
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患のため、長期にわたり日常生活、または社会生活上の制約がある方に交付します	

問い合わせ 社会福祉課 障害福祉担当 TEL. 0766-20-1369

